

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月3日

茨城県鉾田警察署長 菊地 雄一

1 入札に付する事項

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 件 名 | 茨城県鉾田警察署公用自動車用燃料購入単価契約 |
| (2) 購入物品及び予定数量 | ガソリン（レギュラー）、13,932ℓ（予定数量につき増減有り） |
| (3) 納入場所 | 落札者給油スタンドの店頭 |
| (4) 契約期間 | 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで |

2 担当所属

〒311-1517

茨城県鉾田市鉾田2336番地8

茨城県鉾田警察署会計課

電話 0291-34-0110 内線230

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分

の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (8) 鉾田警察署から概ね半径3km以内に給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（従業員に給油を求めれば、これに応じる場合を除く。）でないこと。）を有する者であること。
- (9) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日も給油が可能であること。

4 入札の方法

- (1) この入札は、紙入札方式で行う。資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う案件ではないので留意すること。
- (2) 単価契約であるので、1リットル当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 入札書は、指定する日時及び場所に直接持参すること。

5 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
2の担当所属に同じ
- (2) 入札説明書の交付期間
入札公告日から令和8年9月14日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。
- (3) 入札公告、入札説明書については、茨城県物品役務入札情報サービスからも閲覧することができる。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者は入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。
 - ア 質問受付期間
公告の日から令和8年9月9日（水）午後5時まで。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。
 - イ 質問受付先
2に示す場所
 - ウ 方法
ファックスによる質問とする。
- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。
 - ア 日時
令和8年9月10日（木）午後5時まで
 - イ 方法
ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書に必要書類を添付して下記により提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年9月15日（火）午前11時まで
- (2) 提出先 2の担当所属に同じ
- (3) 結果の通知 一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。

8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年9月25日（金）午前11時00分
- (2) 場 所 茨城県銚田市銚田2336番地8 茨城県銚田警察署庁舎1階相談室

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。
- (2) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき、首標金額を訂正した入札を行ったとき、その他財務規則第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

11 落札者の決定

財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 競争入札参加者等は又は契約の相手方が本件調達に要した費用は、すべて当該競争入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。